

介護保険だより

令和6年10月号

群馬県国民健康保険団体連合会

負担割合の確認について

令和6年9月請求分から負担割合が変更になる被保険者が多数いましたので「介護保険負担割合証」を介護保険被保険者証と併せてご確認いただき、ご請求ください。

なお、割合相違があった場合、「12SA」と「ASSA」のエラーコードにて返戻になりますので、以下をご参照の上、再請求してください。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	1070000000	令和 6年 9月 審査分	令和 6年 9月 日						
事業所（保険者）名	〇〇介護事業所		1頁 群馬県国民健康保険団体連合会						
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内 容	備 考
100000 △△市	0000000001 かいご 知り	請	R6.8	51		21,142	B	保険給付率：市町村認定の給付率と相違	12SA
100000 △△市	0000000001 かいご 知り	請	R6.8	51		21,142	B	保険請求額：記載された値が計算値を超過	ASSA

《エラーの原因》

・12SA

保険者が国保連合会に登録している受給者台帳の給付率と請求明細書の給付率が異なっている場合に発生するエラーです。

・ASSA

「12SA」のエラーになった場合、国保連合会は保険者が登録している給付率に補正し、請求額を再計算します。再計算した金額が請求明細書の金額と異なる場合に発生するエラーです。

《対応方法》

保険者へ照会の上、給付率、請求額、利用者負担額を訂正し、再請求してください。

介護給付費の請求忘れ・請求もれにご注意ください

毎月、介護給付費の請求忘れや介護給付費の一部が請求されていない請求もれが発生しています。

介護給付費の請求期間は、伝送（インターネット）の場合、毎月1日から10日まで。電子媒体等の場合、土日・祝日を除く毎月1日から10日まで（10日が土日・祝日の場合はその前の平日が締切日）が請求期間となります。

なお、期間内に提出できなかった場合、請求は翌月以降となりますので、請求忘れや請求もれのないよう、十分ご注意ください。

今後の請求締切日は以下のとおりです。

サービス提供年月	伝送請求締切日	電子媒体等請求締切日
令和6年 9月	10月10日（木）	10月10日（木）
令和6年10月	11月10日（日）	11月 8日（金）
令和6年11月	12月10日（火）	12月10日（火）
令和6年12月	1月10日（金）	1月10日（金）
令和7年 1月	2月10日（月）	2月10日（月）
令和7年 2月	3月10日（月）	3月10日（月）
令和7年 3月	4月10日（木）	4月10日（木）

お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8：30 ～ 17：15（12：00 ～ 13：00 を除く）

※17：15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <https://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会